

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充及び延長	
税目	所得税、法人税	
要望の内容	<p>＜制度の概要＞ 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、当該認定を行った都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合、以下の課税の特例を受けることができる。</p> <p>（１）特定建物等を取得等した場合の特別償却又は税額控除制度（オフィス減税） （２）特定業務施設において雇用を増加させた場合の税額控除制度（雇用促進税制）</p> <p>＜要望の内容＞ 企業の地方移転等を促進し、地方における雇用創出等を図るため、地方における企業拠点の強化を促進する税制措置（地方拠点強化税制）の適用期限を延長（２年間）する。また、新型コロナウイルス感染症後のビジネス環境や企業の動向の変化、人手不足等の環境変化の中、地方における企業の拠点強化を促進する観点から、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務施設の拡充 <ul style="list-style-type: none"> - 対象となる事務所の制約の撤廃（商業事業部門・サービス事業部門等の追加） - 他の特定業務施設と併せて整備する社宅等の育児支援施設等の追加 ・ 転勤者要件の緩和 ・ 雇用促進税制の適用期間の起算年度の見直し <p>【関係条文】 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条の四の二、第十条の五、第四十二条の十一の三、第四十二条の十二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第五号、第十七条の二</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 百万円 （▲1,400 百万円） （－ 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>地方における雇用創出等を促進するためには、関係施策を総動員し、総合的に取り組んでいく必要がある。その中でも本税制は、企業に対してコスト面の支援を行うことで、地方移転や地方拠点の強化の経営判断を促し、地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、テレワークやリモート会議の導入が進む中、企業の機能のすべてを東京 23 区や首都圏に置く必要性は減少しつつある。民間調査機関によれば、首都圏企業は 2 年連続の転出超過・転出超過社数は過去 20 年で最多の 77 社（令和 4 年度）となっており、企業を取り巻く環境は変化しつつある。一方で、人口移動については、地方から東京圏への転入者数が転出者数を上回る「転入超過」傾向が長らく続いている。</p> <p>また、近年頻発する災害等に備えたりリスク分散の観点からも、東京等の本社を代替・補完する地方拠点の整備は、企業にとって重要な課題となっている。こうした中、2027 年度における転出入の均衡の実現に向けて、地方への人の流れをつくる重要政策である地方拠点強化税制の制度延長とともに、より効果的な制度に改めていく必要がある。</p> <p>現在の東京圏と地方の転出入の状況を分析すると、東京圏への転入超過数の大半は 10 代後半、20 代の若者が占めており、東京圏の企業への就職が一つのきっかけとなっていると推察される。また、近年は女性の転入超過数が男性を上回って推移しており、地方には引き続き魅力ある職場が少ないことがその理由として挙げられている。</p> <p>こうした中、令和 4 年度より、情報サービス事業部門を追加した結果、当該部門に関連する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が 1 年間で 11 件認定され、約 800 名の雇用創出効果が期待される。こうした結果を踏まえ、転入超過の主要因となっている女性・若者の就職希望職種である営業系、サービス・販売系の職種等（商業事業部門、サービス事業部門）を対象に追加することが効果的と考えられる。</p> <p>また、企業が地方移転を躊躇する要因の 1 つとして、社員の移住が挙げられている。政府としても、少子化対策を進める中、企業における地方移転に当たり、移転する企業の職員の職場環境の整備に加え、居住環境や子育て環境においても、東京圏と比較して遜色のない環境を整備することが不可欠であり、オフィスの整備に加えて育児支援施設等の整備への支援も重要である。加えて、こうした居住環境等を整備していくのは一定の時間も必要となることから、現在の移転型事業について、東京 23 区からの転勤者が、初年度過半数、計画期間中に雇用者増加数の 1/4 以上が移転する場合においても、初年度は 1/2 以上の転勤が必要となっているが、初年度要件を撤廃し、計画期間中に 1/4 以上を満たせば良いことにしていくことも必要。</p> <p>こうした支援に加えて、計画の認定後、近年、地政学リスクの高まりや、資材高騰、人手不足等の影響により、整備完了が遅れ、適用期間内に雇用促進税制が十分に活用できなくなる実態が一部にあることを踏まえ、雇用促進税制の適用期間の起算年度について、従前の整備計画の認定年度に加え、地方拠点の整備完了年度も認めることが必要。</p>
	<p>なお、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）では、「人口の東京への過度な集中を是正するためには、地方での安定した良質な雇用確保が必要である。」「地方において雇用を創出し、地方への人の流れを生み出すため、地方拠点強化税制等について周知・広報を進めるとと</p>

		<p>もに、地方公共団体や産業界等との連携を強化しつつ、サテライトオフィス等の整備や移住支援事業等の関係施策と合わせ、活用を促進することにより、企業にデジタル技術等も活用した本社機能の配置の見直し等の検討を促し、企業の地方移転等の更なる推進を図る。」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針）（令和5年6月閣議決定）においても、「地域と企業の連携を促進しつつ、地方拠点強化税制を活用し企業の地方移転を促す」と明記されるなど、地方拠点強化税制による企業の地方移転等の促進は、政府の重要政策と位置付けられている。</p>																																	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>施策5 地方創生 政策5 地方創生に関する施策の推進</p>																																
		<p>政策の達成目標</p>	<p>地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる</p>																																
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p>																																
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>地方拠点強化税制等による企業の移転・拡充に伴う従業員増加数の累計（2015～2027年度累計）：4万人</p>																																
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>目標達成年限（2027年度）まで5年を残して既に目標の6割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>他方で、感染症の影響により経済情勢がこれまでになく困難な状況下において、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p> <p><整備計画の認定状況等（令和5年6月末時点）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>累計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定整備計画数</td> <td>77件</td> <td>79件</td> <td>71件</td> <td>101件</td> <td>76件</td> <td>70件</td> <td>69件</td> <td>82件</td> <td>15件</td> <td>640件</td> </tr> <tr> <td>認定整備計画における雇創出数</td> <td>4,421人</td> <td>3,214人</td> <td>2,793人</td> <td>3,497人</td> <td>1,349人</td> <td>3,122人</td> <td>5,880人</td> <td>2,171人</td> <td>515人</td> <td>26,962人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年度は、4～6月の3か月分</p>			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計	認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件	認定整備計画における雇創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	1,349人	3,122人	5,880人	2,171人	515人
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計																									
認定整備計画数	77件	79件	71件	101件	76件	70件	69件	82件	15件	640件																									
認定整備計画における雇創出数	4,421人	3,214人	2,793人	3,497人	1,349人	3,122人	5,880人	2,171人	515人	26,962人																									
<p>効果</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>—</p>																																	

		<p>企業が地方移転を検討する際の阻害要因として、「財務的余裕がない」「社員の移住や移転の規模が大きい」を挙げる企業が多く（※出典：経済産業省関東経済産業局（令和3年4月実施））、企業の地方移転はこうした様々な要素を総合的に勘案した経営判断により決定されると考えられる。その重要な判断材料のひとつであるコストに関して、本税制を支援措置として講じることで、企業の地方移転等に向けた企業の経営判断を後押しすることにつながる。</p> <p>したがって、本制度の延長を前提に、足下の状況にあわせた制度見直しを図ることで、企業の地方移転等に対するインセンティブが向上し、実際の企業行動（地方移転等）を促進することで、地方における雇用創出を実現する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>地域再生法に基づき、都道府県知事から整備計画の認定を受けた法人等に対して、当該整備計画に従って新設等した特定業務施設において実施する事業に係る事業税、特定業務施設に係る不動産取得税等について、地方公共団体が不均一課税等を実施している。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>地域再生法は「地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する」ことを目的としている。</p> <p>本税制が対象とする企業の地方移転等は、都道府県が策定し国が認定する地域再生計画に基づいて企業が作成し、都道府県知事が認定する整備計画に基づくものである。</p> <p>したがって、本税制が無差別に適用されることはなく、当該整備計画に基づく企業の地方移転等を国が支援することは、地域再生法の目的に照らしても整合的かつ妥当である。また、租税特例措置による支援は、採択時期や予算額によって支援対象が制限される補助金による支援に比べると、より公平な支援措置である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○オフィス減税（国税のみ）</p> <p>【令和元年度】</p> <p>①適用事業者数：40件 ②損金算入額：517,799千円 ③税額控除額：895,747千円</p> <p>【令和2年度】</p> <p>①適用事業者数：34件 ②損金算入額：534,705千円 ③税額控除額：730,522千円</p>

		<p>【令和3年度】 ①適用事業者数：26件 ②損金算入額：358,604千円 ③税額控除額：1,294,477千円</p> <p>【令和4年度】 ①適用事業者数：25件 ②損金算入額：379,264千円 ③税額控除額：416,768千円</p> <p>【令和5年度】 ①適用事業者数：40件 ②損金算入額：550,395千円 ③税額控除額：1,073,255千円</p> <p>○雇用促進税制（国税のみ）</p> <p>【令和元年度】 ①適用事業者数：7件^(注) ②税額控除額：51,396千円</p> <p>【令和2年度】 ①適用事業者数：10件 ②税額控除額：39,539千円</p> <p>【令和3年度】 ①適用事業者数：4件 ②税額控除額：3,036千円</p> <p>【令和4年度】 ①適用事業者数：7件 ②税額控除額：25,900千円</p> <p>【令和5年度】 ①適用事業者数：5件 ②税額控除額：25,400千円</p> <p>※出典：（令和3年度まで）「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」^(注)令和元年度の雇用促進税制の適用件数は8件）、（令和4年度以降）認定取得企業からの実績報告及び過去の適用実績をもとに推計。</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>○オフィス減税（国税のみ）</p> <p>【令和3年度】 ①租特の条項：42の11の3、68の15 ②適用件数：26件 ③損金算入額（適用件数）：358,604千円（7件） ④税額控除額（適用件数）：1,294,477千円（19件）</p> <p>○雇用促進税制（国税のみ）</p> <p>【令和3年度】 ①租特の条項：42の12、68の15の2 ②適用件数：4件 ③税額控除額：3,036千円</p>
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>地方における雇用創出を図るためには、関連施策を総動員して、総合的に取り組む必要がある。その中でも本税制は、地方移転や地方拠点の強化を検討する企業に対して、コスト面の支援という形でその経営判断を促すことによって、企業の地方移転や拠点強化を実現し、それによって地方において雇用を創出しようとする重要な政策手段の一つである。</p> <p>本税制の適用を受けようとする企業が策定する整備計画については、平成27年10月から令和5年6月末までに、640件が都</p>	

		<p>道府県に認定されている。また当該計画に基づいて、26,962人の雇用が地方において創出されることが見込まれる。雇用創出数は年度平均（令和4年度まで）で3,306人、感染症の影響の強い令和2年度～令和4年度でも3,700人を超過し、感染症の影響下の厳しい経済状況においても地方における雇用創出に着実な進展が見られる。</p> <p>このことから、本税制が政策目的の達成のために有効に機能していることが見て取れる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>地域再生法に基づく認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に記載された「特定業務施設において常時雇用する従業員数の増加数」（2015～2024年度累計）：3万人</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>未だ2024年の目標達成には至っていないものの、年限まで2年を残して目標の9割以上を達成しており、従前の進捗状況を踏まえれば、目標達成は可能であると考えられる。</p> <p>他方で、何も措置を講じなければ企業の動きが鈍化してしまう懸念もある。企業の地方移転等をさらに促進し、目標を達成するためには、延長を前提として、状況に応じた制度の見直しが必要である。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>○平成27年度税制改正要望 まち・ひと・しごと創生本部事務局からの要請により、地方における企業拠点の機能強化等のための措置として内閣府、経済産業省、厚生労働省で創設を要望。本件を含む地域再生法の改正法が平成27年6月19日成立、平成27年8月10日施行。</p> <p>○平成28年度税制改正要望 同一事業年度において、雇用促進税制と所得拡大促進税制を併用できるよう要望。</p> <p>○平成29年度税制改正要望 オフィス減税の税額控除率を平成28年度までと同水準（移転型事業：7%、拡充型事業：4%）に維持することに加え、UIJターンの促進等に資する雇用促進税制の拡充を要望。</p> <p>○平成30年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、移転型事業における支援対象地域への近畿・中部圏中心部の追加、計画認定時の雇用者数要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和2年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、雇用促進税制の税額控除額の拡充、適用要件の緩和等を要望。</p> <p>○令和4年度税制改正要望 適用期間の延長（2年間）とともに、情報サービス事業部門の追加、適用要件の緩和等を要望。</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項 目 名	小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置の延長		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<p>地方公共団体が作成し、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に基づき、中山間地域等の集落生活圏内において、地域における雇用機会の創出や生活サービスの提供のために小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対し、個人が出資する場合、出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除（寄付金控除）する特例措置について、令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする2年間の延長を行う。</p>		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>人口減少や雇用状況の特に厳しい中山間地域等において、必要な生活サービス機能を維持・確保し、併せて地域における仕事・収入を確保するための取組を行う組織である地域運営組織の形成及び持続的な運営や、地域での雇用創出に向けて、小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域住民をはじめとした、個人からの志ある資金を広く調達することを促進して、中山間地域等における小さな拠点の形成を促進し、地域再生の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>急激な人口減少や高齢化により、地域社会や経済の維持が一層困難になることが見込まれる中山間地域等における地域経済の活性化、生活サービス機能の維持・確保、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生法に基づき、地域再生に資する事業を行う株式会社に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要がある。また、地域運営組織としては地域の実情に応じて、様々な組織形態が考えられるが、地域の生活サービスの提供や雇用の確保といった事業を行う際には株式会社化が有効的であり、事業を安定的にスタートさせる手助けとして、本税制の活用が期待されるものと考えている。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
		政策の達成目標	『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現、「東京圏への一極集中」の是正』『特区制度により規制改革を促し、また、地域の再生とまちづくりを活性化する』
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日
		同上の期間中の達成目標	計画期間が終了した認定地域再生計画に関する調査において、目標達成状況を「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70.0%
		政策目標の達成状況	認定地域再生計画に記載された目標の達成状況は「目標を上回っている」及び「目標どおり」を合わせて43.1%（令和2年度）となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	見込1件（埼玉県小鹿野町 株式会社地域商社おがの）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家の投資への税制上のインセンティブを付与することは、広く個人投資家からの投資を促進することで、株式会社の経営基盤強化にもつながり、地域の再生へと還元される取組として有効なものと考えられる。</p> <p>また、本特例措置により、地域再生活動を担う法人の活動が促進され、当該法人の活動が活発化することによる税収増が見込まれるだけでなく、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い地域再生事業について、住民等の個人からの志ある出資による民間法人による実施が可能となり、特に急激な人口減少・高齢化にある中山間地域等において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、地域再生事業を実施する株式会社に対する個人投資家による投資への税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用実績3件 ※租税特別措置に係る地域再生計画の認定は6件（平成29年2月1件、平成29年6月1件、平成30年8月1件、平成31年3月1件、令和2年3月、令和3年3月）
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成29年度56.1%、平成30年度48.7%、令和元年度46.7%、令和2年度43.1%、令和3年度52.3%という状況である。コロナ禍もあり一時的な割合の低下は見られるものの、目標値としては妥当であると考えことから、引き続き地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合：70%を目標として情報発信等に努めているところである。
これまでの要望経緯	○平成24年度：創設 ○平成26年度：延長（2年間） ○平成28年度：延長（2年間）、対象事業の見直し ○平成30年度：延長（2年間） ○令和2年度：延長（2年間）、出資上限引下げ、書類見直し ○令和4年度：延長（2年間） ○令和6年度：延長（2年間）	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	国家戦略特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	
税目	法人税	
要 望 の 内 容	<p><特別償却又は税額控除の概要> 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。 ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・附属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23% ・税額控除率：機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14% 建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7% （当期法人税額の20%までを限度とする）</p> <p><要望内容> 国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p> <p><関係条文> 国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条 租税特別措置法第42条の10、同施行令第27条の10、同施行規則第20条の5 地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ ▲800 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(2) 施策の必要性

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、既に実績があるとともに今後多くのニーズが見込まれている。

これまで本税制措置を適用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に係る10の特定事業が取り組まれてきており、うち医療・農業分野における研究開発事業が6事業、うち国際分野における施設整備が4事業実施されている。

このほか、既に事業実施計画について大臣確認を行っており、令和5年度に竣工し年度内に適用見込が2事業、現在整備中のもので令和6年度から令和7年度に適用予定が4事業ある。

さらに、我が国の国際競争力の低下する分野もあることから（例：東京都の世界都市ランキングは4位から5位に低下）、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成を図るため、令和6年度から令和7年度に着工を見込む複数のプロジェクト・事業（※）において本税制措置を適用して取組促進を図っていくことを検討している。

（※）内閣府が実施した業界・特区自治体向けの適用を検討する事業調査によれば、令和6年度～令和7年度に着工見込ベースで12事業（1特区、2都県）。プロジェクト自体の検討段階事案を含む。

このため、特区の目的である産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長措置を講ずる必要がある。

なお、参考までに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、国家戦略特区等との連携を図っていくこととしている。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって。「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、そ</p>

			<p>それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在13の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【東京圏】 世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある事業を創出する。</p> <p>【関西圏】 健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。</p> <p>【新潟市】 地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業を実践するとともに、食品関連産業も含めた産学官の連携を通じ、農業の生産性向上及び農産物・食品の高付加価値化を実現し、農業の国際競争力強化のための拠点を形成する。あわせて、農業分野の創業、雇用拡大を支援する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め135件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している13の区域において、合計437もの事業が、それぞれ216回、58回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和5年8月時点までに3指定区域（1都2府1県1市）において、10事業が適用されてきた。また、事業実施計画を作成して内閣府担当大臣の確認が行われ、令和5年度に竣工し年度内に適用見込が2事業、現在整備中のもので令和6年度から令和7年度に適用予定が4事業（1指定区域で1都）ある。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況に</p>

については、「令和4年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。

なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。

【東京圏】

○うち東京都の事業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
インキュベーションオフィス	2事業	2事業とも開業し、14件の入居者数確保。
MICE	1事業	国際会議等の誘致が行われており、目標値50%に対して13%強※
外国人向けサービスアパートメント	1事業	外国人向け面積が目標値75%を超える面積を確保

※新型コロナウイルス感染症の流行により、竣工以後、各国の渡航制限や入国規制などの影響で国際会議等の招致が難しく、令和4年度も年度当初に招致していた大型国際会議等が他国開催に変更になるなど、引き続き影響を受けているため。

上記事業によって、東京都が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の区域方針の目標にも貢献している。また整備中の事業も竣工後に貢献していく見込である。

東京都の政策目標	東京圏の区域方針の目標	対象事業
海外高度人材 2019年18,296人を2030年までに50,000人	世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成	・インキュベーションオフィス：2事業 ・外国人向けサービスアパートメント：1事業（2事業整備中） ・インターナショナルスクール：2事業整備中
国際会議の誘致 2019年世界6位（305件）を2030年までに世界3位以内		・MICE：1事業（2事業整備中）

○うち神奈川県の実業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
医薬品開発事業	1事業	製品化に向け治験中

上記事業によって、神奈川県が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、東京圏の区域方針の目標にも貢献している。

神奈川県の政策目標	東京圏の区域方針の目標	対象事業
県の支援を受けて開発された医薬品、再生医療等製品、医療機器の薬事申請等の件数（累計） 2024年まで19件	近未来技術の実証や創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。	医薬品開発事業：1事業

【関西圏】
○うち大阪府の事業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
再生医療医薬品・高度医療機器開発事業	3事業	1事業は医療機器製品の2件開発。 1事業は医薬品の大量製造技術が確立し供給開始。 1事業は再生医療に係る新薬開発中、一部治験開始。

上記事業によって、大阪府と関西圏の目標に貢献している。

大阪府の関連する目標	【関西圏】の区域方針の目標	対象事業
健康・医療関連産業のリーディング産業化を推進するため、医療機器生産額の全国に占めるシェアの拡大を目指す。	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の研究開発・事業化を推進	医療機器開発：1事業 再生医療医薬品開発事業：2事業

○うち京都府の事業

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
再生医療医薬品開発事業	1事業	再生医療に係る新薬開発中、治験中。

上記事業によって、京都府と関西圏の目標に貢献している。

京都府の関連する目標	【関西圏】の区域方針の目標	対象事業
スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数(累計) 現状(H27~R1年度)：83件⇒目標(R5~R8年度)：133件 府内への企業立地件数(製造業、電気業、ガス業、熱供給業)(累計) 現状(R1~R3平均)：20件⇒目標(R4~R7年度)：80件	健康・医療分野における国際的なイノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器の研究開発・事業化を推進	再生医療医薬品開発事業： 1事業

【新潟市】

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
農業生産性向上製品開発事業	1事業	農業情報サービスの製品化済み。

上記事業によって、新潟市が別途掲げる以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域の新潟市の目標に貢献している。

		<table border="1"> <tr> <td>新潟市の政策目標</td> <td>【新潟市】の区域方針の目標</td> <td>対象事業</td> </tr> <tr> <td>農業産出額推計値 → 569.9 億円（現状値） → 573.0 億円（2030 年度）</td> <td>地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業の実践</td> <td>農業生産性向上製品開発事業：1 事業</td> </tr> </table>	新潟市の政策目標	【新潟市】の区域方針の目標	対象事業	農業産出額推計値 → 569.9 億円（現状値） → 573.0 億円（2030 年度）	地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業の実践	農業生産性向上製品開発事業：1 事業
新潟市の政策目標	【新潟市】の区域方針の目標	対象事業						
農業産出額推計値 → 569.9 億円（現状値） → 573.0 億円（2030 年度）	地域の高品質な農産物及び高い生産力を活かし革新的な農業の実践	農業生産性向上製品開発事業：1 事業						
有効性		<p><設備投資による効果> また、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、施設整備が行われた区域において、設備投資額 608 億円、総合経済波及効果は延べ 1,007 億円、雇用誘発効果は 8,914 人を実現しており、地域の活性化にも繋がっている。 ※令和 4 年度内閣府委託調査調べ</p>						
	要望の措置の適用見込み	<p>（適用見込事業数） 令和 5 年度：2 事業（2 法人） 令和 6 年度：2 事業（2 法人）</p> <p>また、新たに事業実施計画を作成して令和 6 年度以降に申請を検討する国際的なビジネス拠点の形成に資する施設整備に係るものが今後複数事業見込まれる。</p> <p>（適用事業者の範囲） 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたもの。</p>						
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置については、これまで産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成となる 10 の事業が適用され、このうち医療・農業分野における研究開発事業については 6 事業が行われてきており、新薬・新医療機器の開発が促進されるとともに、外国からの人材を引きつけるビジネス環境の整備や生活環境の整備に資する 4 施設が整備されており、これらの取り組みは、日本経済を停滞から再生へとつなげていくために必要な「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の整備につながっており、本税制措置は民間事業者によるこれらの事業投資の促進を喚起していくものである。</p>						
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>①土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>②国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>						
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 （令和 5 年度予算額 15 百万円） （令和 6 年度要求額 13 百万円）</p> <p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業を行う事業実施主体のニーズに合わせ、規制の特例措置を適用し又は上記の利子補給契約に係る貸付を受けて行う特定事業の用に供する設備投資に対し支援するものである。</p>						

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる取り組みへの投資を促進することにより、国家戦略特区における特区目標につながる国際競争力の強化を図る研究開発等や国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点（MICEや外国人の生活施設など）の整備の促進へのインセンティブ措置であることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。</p> <p>また、適用事業の他に国際的な経済活動拠点の形成等に資する施設整備に関する事業であって、既に事業実施計画について大臣確認を行っており、令和5年度に竣工し年度内に適用見込が2事業、現在整備中のもので令和6年度から令和7年度に適用予定が4事業（1指定区域で1都）ある。このほか、令和6年度以降に事業実施計画の申請を検討する事業が複数ある。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる特定の事業であって、特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用事業数】 税額控除 令和元年度：2事業（2法人） 令和2年度：なし 令和3年度：1事業（1法人） 令和4年度：なし</p> <p>特別償却 令和元年度：なし 令和2年度：なし 令和3年度：なし 令和4年度：なし</p> <p>【減収額】 税額控除 令和元年度：2,847百万円 令和2年度：なし 令和3年度：853百万円 令和4年度：なし</p> <p>特別償却 令和元年度：なし 令和2年度：なし 令和3年度：なし 令和4年度：なし</p>	<p>なお令和4年度については特区に調査した見込みになります</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：第42条の10 ② 適用件数 令和元年度：1事業（1法人） 令和2年度：なし 令和3年度：1事業（1法人） ③ 適用額 令和元年度：2,581百万円 令和2年度：なし 令和3年度：756百万円</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>		<p>租税特別措置により、国家戦略特区内において、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる、民間事業者による医療・農業分野における研究・製造開発拠点の整備や、国際的な経済活動の拠点となるビジネス拠点の整備に関する投資が促進されるとともに、規制の特例措置との一体的な支援により迅速な整備が進められることで、国家戦略特別区域における目標達成に相当程度寄与することが見込まれる。</p>

		<p><参考：設備投資による効果> これまでの適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額 608 億円、総合経済波及効果は延べ 1,007 億円、雇用誘発効果は 8,914 人を実現しており、地域の活性化にも繋がっている。 ※令和 4 年度内閣府委託調査調べ</p> <p>前回要望時の達成目標 特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現</p> <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 これまで指定してきた区域において、設備投資に係る課税の特例措置については 10 事業が適用されており、これらの事業では計画に沿って設備投資が行われ、各事業において支援対象の施設・設備を活用して、それぞれの事業実施計画に基づき研究・製品開発が行われるとともに、国際的なビジネス拠点として国内外からの人材の交流等の場となる M I C E や生活施設（サービスアパートメント）等の整備が行われ、各施設の運営が開始されており、特区内における地域活性化に向けて目に見える形で迅速に進展している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 27 年度：拡充 （適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業（特定中核事業）を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。）</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長 （特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長。）</p> <p>平成 30 年度：見直しの上、延長 ①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲（国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外）、③特定事業の要件（規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定）を見直した上で、2 年延長）</p> <p>令和 2 年度：見直しの上、延長 ① 特定事業の範囲（高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育）、②提出書類の削減を見直した上で、2 年延長）</p> <p>令和 4 年度：適用期限の延長(2 年)</p>

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(内閣府地方創生推進事務局)

項目名	国家戦略特区における指定法人に対する所得控除の延長	
税目	法人税	
要望の内容	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区内の設立 5 年未満の法人の所得の 20% を課税所得から控除できる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業：国家戦略特別区域法の規制の特例措置が重要な役割を果たす事業であって、対象分野の事業であって、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。 ・ 対象分野：医療、国際、農業、一定の IoT 等※ <p>※ 一定の IoT 等：インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な法人指定要件 <ul style="list-style-type: none"> ① 指定期限：令和 6 年 3 月 31 日 ② 設立時期：特区指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が 5 年未満 ③ 事業要件：専ら認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと ④ 区域要件：特区内に本店又は主たる事務所を有すること <p><要望内容> 国家戦略特区における指定法人の課税の特例措置について、租税特別措置法第 61 条において、法人の指定期限が令和 6 年 3 月 31 日となっており、この指定期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。</p> <p><関係条文></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家戦略特別区域法第 27 条の 3 ・ 租税特別措置法第 61 条 ・ 租税特別措置法施行令第 37 条 ・ 租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 ・ 地方税法第 23 条第 4 項、第 72 条の 23 第 1 項、第 292 条第 4 項 	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。</p> <p>これまでも、特区の特例を活用して特区内で創業する2つの事業が適用され、産業の国際競争力の強化等につながる事業が実施されるとともに、今後も1つの事業において、同様の取組が見込まれる。また、その他の特区においても活用が見込まれる。</p> <p>このため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における所得控除制度の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、参考までに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、国家戦略特区等との連携を図っていくこととし、当該総合戦略の当面の課題のうち〈地方創生スタートアップ〉において「外国人起業家等の受入促進や官民の垣根を超えた人材異動の柔軟化等に向けて、国家戦略特区制度の特例活用」としている。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p> <p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p>

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在 13 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。 本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【福岡市・北九州市】 雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進することにより、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大を図る。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>												
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め 135 件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している 13 の区域において、合計 437 もの事業が、それぞれ 216 回、58 回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和 5 年 8 月時点までに 1 指定区域（1 市）において、2 事業が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第 12 条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和 4 年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。 なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。</p> <p>【福岡市・北九州市】 ○うち福岡市の事業</p> <table border="1" data-bbox="550 1675 1476 1841"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業数</th> <th>令和 4 年度末の事業状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>IOT 製品開発事業</td> <td>2 事業</td> <td>1 事業は令和 3 年に製品化。 1 事業はソフトウェアを開発中。</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記事業によって、福岡市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域の福岡市・北九州市の区域方針の目標に貢献している。</p> <table border="1" data-bbox="550 1998 1476 2136"> <thead> <tr> <th>福岡市の政策目標</th> <th>福岡市・北九州市の区域方針の目標</th> <th>対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スタートアップ ビザ(外国人)</td> <td>雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支</td> <td>IOT 製品開発事業：2 事業</td> </tr> </tbody> </table>	事業	事業数	令和 4 年度末の事業状況	IOT 製品開発事業	2 事業	1 事業は令和 3 年に製品化。 1 事業はソフトウェアを開発中。	福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業	・スタートアップ ビザ(外国人)	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支	IOT 製品開発事業：2 事業
事業	事業数	令和 4 年度末の事業状況													
IOT 製品開発事業	2 事業	1 事業は令和 3 年に製品化。 1 事業はソフトウェアを開発中。													
福岡市の政策目標	福岡市・北九州市の区域方針の目標	対象事業													
・スタートアップ ビザ(外国人)	雇用条件の明確化及び高年齢者の就業支	IOT 製品開発事業：2 事業													

		<p>材)2024年度の適用件数20件以上 ・企業価値10億円以上のスタートアップ企業数 2024年度100社以上(※)</p> <p>援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進</p>	
		<p>(※)当該目標は、国家戦略特区の規制の特例(スタートアップビザなど)を受けない事業者も含まれるため参考値とした。</p> <p>〈課税の特例による効果〉 課税の特例を活用することで製品化が図られており、事業の推進に効果があったと見込まれる。</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用見込件数) 令和5年度:2法人※ 令和6年度:1法人※</p> <p>※1事業について事業実施計画が申請されており、審査中。</p>	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置については、令和5年度に2法人(うち1法人は計画審査中)において税制適用を想定しており、国家戦略特区内の優良な企業の事業支援を行うことで、社会経済情勢の変化に対応した産業の新陳代謝を促し、産業の国際競争力の強化を図るとともに、さらなる雇用の拡大が見込まれ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。</p>	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。</p>	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和5年度予算額 15百万円) (令和6年度要求額 13百万円)</p>	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、認定区域計画に定める規制の特例措置が重要な役割を果たす革新的な事業に対して税制支援するもの。</p>	
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成につながる、国家戦略特区制度の特例措置(例えば外国人材向けのスタートアップビザの特例など)を適用して、革新的な取り組みを行う事業者の取り組みを促進し、特区目標の達成に資する国際競争力の強化等につながる取り組みを推進していくものであることから、本税制措置の延長措置を講ずることは妥当性がある。 なお、措置の対象は国家戦略特別区域法施行規則に定められた国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成につながる革新的な取り組みを行う特定事業であって特区目標に資する</p>	

		事業に限定されており、必要最小限の措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度 認定計画に定められた事業数：1事業※¹ 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和2年度 認定計画に定められた事業数：1事業※¹ 適用法人数：1法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和3年度 認定計画に定められた事業数：2事業※¹ 適用法人数：2法人 減収額（実績）：—</p> <p>令和4年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額（見込み）3,685千円</p> <p>※出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書（令和5年2月国会提出）」 ※¹令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人があった。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項：第61条</p> <p>② 適用件数 令和元年度：0件※ 令和2年度：0件※ 令和3年度：2件※</p> <p>③ 適用額 令和元年度：—※ 令和2年度：—※ 令和3年度：4,166千円</p> <p>※令和元年度、令和2年度の決算結果により適用がなく、令和3年度もその影響で所得控除していない法人あり</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	租税特別措置により、国家戦略特区内において、国家戦略特区制度の特例措置を活用して、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成に資する革新的な取り組みを促進させていくためのものであり、これら革新的な事業を行う民間事業者の取り組みが促進されることで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。
	前回要望時の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	これまで2件の事業について適用され、規制の特例措置を活用して海外からの外国人材による創業が行われるとともに、革新的な取り組みとしてI o t分野における研究・製品開発の取り組みが行われており、これらの取り組みの状況は、1事業については製品化が図られた。またもう1事業は開発が進められており、上記の2つの事業に取り組む事業者が所在する特区区域「福岡市・北九州市」の目標である、「雇用条件の明確化及び高齢者の就業支援などの雇用改革等を通じ国内外から人と企

		業を呼び込み、企業や新規事業の創出等を促進」のうち海外からの創業人材の呼び込みと新規事業の創出等が図られ、その結果、地域活性化の実現につながっている。
これまでの 要望経緯		平成 28 年度：創設 平成 30 年度：適用期限の延長 令和 2 年度：適用期限の延長 令和 4 年度：適用期限の延長

項 目 名	国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p><現行制度の概要> 国家戦略特別区域法第 27 条の 5 に基づき、認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。 ・控除額：取得に要した金額（8 百万円が限度）と総所得金額等の 40% に相当する金額のいずれか少ない金額から 2 千円を控除した額 ・適用期限：令和 6 年 3 月 31 日 ・適用対象：適用期限までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人</p> <p>・会社要件：(1) 小規模企業（おおむね従業員が 20 人（商業又はサービス業は 5 人以下） ① 設立後、3 年未満のベンチャー企業 かつ ② 一定の雇用増加、売上高営業利益率 2 % 以下 など (2) 医療・バイオ・農業分野の中小企業 ① 設立後、5 年未満のベンチャー企業 かつ ② 売上高営業利益率 2 % 以下 など</p> <p><要望内容> 租税特別措置法第 41 条の 19 において令和 6 年 3 月 31 日が対象株式発行の適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、令和 8 年 3 月 31 日までとする。</p> <p><関係条文> ・国家戦略特別区域法第 27 条の 5 ・租税特別措置法 第 41 条の 19 ・租税特別措置法施行令 第 26 条の 28 の 3 ・租税特別措置法施行規則 第 19 条の 11</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	(制度自体の減収額)	(— 百万円)
	(改正増減収額)	(— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性 産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。本税制措置については、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれている。</p> <p>これまでも本税制措置を適用し2つの区域において2つの特定事業が取り組まれており、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点形成や雇用につながる事業が実施されている。また、各特区において産業の国際競争力の強化等につながる取組促進のために必要な措置として位置付け、ベンチャー企業の創出を図っていくことを目指している。</p> <p>このため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、参考までに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、国家戦略特区等との連携を図っていくこととし、当該総合戦略の当面の重点課題のうち「地方創生スタートアップ」において「外国人起業家等の受入促進や官民の垣根を超えた人材移動の柔軟化等に向けて、国家戦略特区制度の特例活用」としている。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進</p>
	<p>合理性</p> <p>政策の達成目標</p>	<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「国家戦略特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>国家戦略特別区域法第5条に基づき定める国家戦略特別区域基本方針において、国家戦略特別区域方針における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進の意義及び目標に関する事項が示されている。 （国家戦略特区制度の目標） 国家戦略特区制度は、大胆な規制・制度改革によって、「岩盤規制」の突破口を開き、民間の能力が十分に発揮できる、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備し、経済成長につなげることを目的としている。</p> <p>さらに、国家戦略特区の各指定区域は、上記目標に向けて、それぞれの区域方針を定めるとともに目標を掲げており、これらも政策の達成目標である。</p>

	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）						
	同上の期間中の達成目標	<p>国家戦略特別区域制度に基づき、現在13の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成の推進を図るため、各指定区域において区域方針をそれぞれ定め、当該区域のあるべき将来像やそれに向けた政策課題及びその解決に向けた方向性等を定めるとともに、区域方針に係る目標を設定し取り組んでいる。</p> <p>本税制措置の適用実績があった及び今後の見込み事業のある区域の区域方針に定める目標を掲げることとする。</p> <p>【仙台市】 女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション（社会起業）を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。</p> <p>【愛知県】 自動車・航空宇宙等の国内最大のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を図ることにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。</p> <p>なお、これまで適用実績がない若しくは現時点において今後の見込み事業のない区域であっても、国家戦略特別区域方針の目標に向けた事業を実施する際は、各区域方針に定める目標を達成目標としていく。</p>						
	政策目標の達成状況	<p>これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め135件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している13の区域において、合計437もの事業が、それぞれ216回、58回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p> <p>本税制措置においては、制度創設以降から令和4年8月時点までに2指定区域（1県1市）において、2事業が適用されてきた。</p> <p>国家戦略特区制度では、国家戦略特別区域法第12条に基づき認定区域計画の進捗状況について定期的に評価を行うこととしている。このため、適用事業（整備済みの事業）の実施状況については、「令和4年度国家戦略特別区域の評価について」に基づき達成状況を見ている。</p> <p>なお、区域方針で定める目標は定性的な目標設定であることから、政策目標の達成状況を把握していくため、参考として本税制措置を適用する特定事業の実施地域であって区域を構成する自治体が別途定める政策目標などのうち、区域方針の目標にも合致するものを引用する。</p> <p>【仙台市】</p> <table border="1" data-bbox="550 1960 1476 2094"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>事業数</th> <th>令和4年度末の事業状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光拠点事業</td> <td>1事業</td> <td>拠点を整備し、拠点を活用して観光資源活用や新規事業者支援を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記事業によって、仙台市が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域仙台市の区域方針の目標に貢献し</p>	事業	事業数	令和4年度末の事業状況	観光拠点事業	1事業	拠点を整備し、拠点を活用して観光資源活用や新規事業者支援を実施
事業	事業数	令和4年度末の事業状況						
観光拠点事業	1事業	拠点を整備し、拠点を活用して観光資源活用や新規事業者支援を実施						

ている。

仙台市の政策目標	【仙台市】の区域方針の目標	対象事業
世界に発信できる東北発のイノベーションを生み出す ・次世代放射光施設稼働を契機とした研究開発形成や関連産業の発展を目指す ・ソーシャル・イノベーションを促進し、起業家、スタートアップ企業や地元中小企業など、あらゆる事業者が挑戦しやすい環境・風土をつくり、社会的・経済的なインパクトをもたらすイノベーションを目指す	女性、若者、シニアが主導するソーシャル・イノベーション（社会起業）を推進するため産学連携の下、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。	観光拠点事業：1事業

【愛知県】

事業	事業数	令和4年度末の事業状況
障害者アート発信拠点事業	1事業	発信拠点の整備に向けて準備中

上記事業によって、愛知県が別途掲げている以下の政策目標に寄与するとともに、特区区域愛知県の区域方針の目標に貢献している。

愛知県の政策目標	【愛知県】の区域方針の目標	対象事業
【イノベーションの促進（スタートアップ・エコシステムの形成）】 ※目標はいずれも2025年(度) スタートアップと県内企業との新たな連携件数（年間） ⇒ 目標：50件 ／2021年(度)：149件 創業プラザあいちにおける創業件数 ⇒ 目標：5年間で75件 ／2021年(度)まで：25件 起業支援事業を通じた起業家数（年間） ⇒ 目標：20件 ／2021年(度)：18件 スタートアップの企業数 ⇒ 目標：60社	産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。	障害者アート発信拠点事業：1事業

		100 億円以上の売上規模のスタートアップ創出 ⇒ 目標：3社		
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用見込数) 令和5年度：1法人 令和6年度：1法人		
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置については、令和5年度に1法人において税制適用を想定しており、国家戦略特区内の優良なベンチャー企業の事業支援を行うことで、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るのに有効性が認められる。		
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	国家戦略特区税制 指定法人に係る所得控除 特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の20%を課税所得から控除。(医療、国際、農業、一定のIoT等に限定)		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和5年度予算額 15百万円) (令和6年度要求額 13百万円)		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業の事業実施主体のニーズに合わせ、特区内で事業を行う設立後5年以内の法人が行う、医療・バイオ・農業分野に係る中小企業者による事業や、雇用等の創出を図る小規模事業者による事業に対して税制支援するもの。		
	要望の措置の妥当性	本税制措置は、国家戦略特区における我が国の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成につながるベンチャー企業等による特区目標の達成に資する創業や雇用の創出等の取組が促進されることから、国家戦略特区におけるエンジェル税制の延長措置を講ずることは措置としての妥当性がある。 なお、措置の対象は中小企業者における国家戦略特別区域法施行規則に定められた事業または小規模事業者における雇用等の創出が図られる特定事業であって、いずれの事業も国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成にかかる特区目標に資する事業に限定されており、必要最小限の措置である		
事項 これまでにの租税特別措置の適用実績と効果に関連する	租税特別措置の適用実績	【適用実績数】 令和元年度：1法人 令和2年度：なし 令和3年度：なし 令和4年度：なし		
	租特透明化法に基づく適用実態	—		

	調査結果	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	租税特別措置により、国家戦略特別区内において、ベンチャー企業等による産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に資する取り組みに必要な資金の提供が円滑に行われることで、ベンチャー企業等による取組が促進され、その結果、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる。
	前回要望時の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>これまで国家戦略特別区域において、本税制措置は2事業について認定してきたところである。</p> <p>これらの事業は、創業及び雇用の促進等につながるベンチャー企業(小規模事業者)による取り組みであり、1事業は雇用の創出を図るとともに、事業実施計画に基づく観光拠点としての機能を発揮すると共に、令和5年に認定された事業は、障害者アートの情報発信拠点の整備を進めている。前者の取り組みは、事業者が所在する特区区域「仙台市」の目標である「女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)を推進するため、開業手続きの迅速化や保育士不足の解消を図るとともに、産学連携のもと、自動走行等の技術実証などの新たなイノベーションを通じ、被災地からの新しい経済成長のモデルを構築する。」のうち、女性、若者、シニアが主導するソーシャルイノベーション(社会起業)の推進が図られ、新しい経済成長のモデル構築につながっている。後者は、取組開始直後であるが、今後取組みが図られることで、特区区域「愛知県」の目標である「自動車・航空宇宙等の国内最大級のモノづくりの集積地として、教育・雇用分野における規制改革を通じた産業人材の育成や次世代技術の実証を通じ、成長産業・先端技術の中核拠点を形成する。併せて、農業分野においても農地の流動化、耕作放棄地の解消等を行うことにより、第一次産業も含めた総合的な規制・制度改革を実現する。」のうち、産業人材の育成と成長産業の中核拠点の形成に資するものであり、かつ雇用の創出を予定しているものである。これらの取り組みによる拠点形成により、それぞれの地域において地域の活性化の実現につながっている。</p>
	これまでの要望経緯	<p>平成27年度：創設 平成30年度：適用期限の延長 令和2年度：適用期限の延長 令和4年度：適用期限の延長(小規模事業者の要件追加)</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府地方創生推進事務局）

項目名	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長		
税目	法人税		
要望の内容	<p><現行制度の概要> 総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備：機械・装置（2千万円以上） 開発研究用器具・備品（1千万円以上） 建物・付属設備・構築物（1億円以上） ・特別償却の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合：機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5% ※当期法人税額の20%を限度とする ・設備等取得の期間：法人指定の日から令和6年3月31日まで <p><要望内容> 総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ ▲3,600 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進し、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な拠点を形成することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>総合特区制度では、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い地域のうち、産業の国際競争力の強化に取り組む地域として国際戦略総合特区を定め、当該地域においては、特に必要な3つの分野（環境技術・高度な医療・産業技術分野）における我が国の成長エンジンとなる産業、企業等を集積することで我が国の産業の国際競争力の強化を図っていく必要がある。</p> <p>これまで本税制措置を152法人が適用し、特区地域における産業の国際競争力の強化に係る拠点形成をはかってきたが、例えば環境技術分野（電動自動車分野など）における中国の台頭などに対抗するため、引き続き、3つの分野において産業の国際競争力の強化を図っていく取組が検討されている。</p> <p>このため、特区の目的である産業の国際競争力の強化に資する事業への投資を促す手段として、国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除への延長措置を講ずる必要がある。</p> <p>なお、参考までにデジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）においては、全国どこでも誰でもが便利で快適に暮らせる社会を目指して、地方創生の加速化・深化やこれまでの地方創生の取組の継承と発展を行っていくこととしており、総合特区等との連携を図っていくこととしている。</p>	
	<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>
<p>政策の達成目標</p>		<p>中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するための事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。 〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。</p>
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>		<p>2年間（令和6年4月1日～令和8年3月31日）</p>
<p>同上の期間中の達成目標</p>		<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>

国際戦略総合特区に指定された6特区（※1）においては、特別償却又は投資税額控除の制度を活用することにより、我が国の経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積が促進され、企業収益力・国際競争力の強化に向けた環境が整備されつつあり、大きな成果が得られている。

このうち、本税制措置を適用して特区目標の達成を目指す5特区（※2）については、特区内の産業の国際競争力強化を目指すため、特区の特性に基づきそれぞれ独自の目標を設定して取り組んでおり、かつ複数の目標を設定しているケースが多い、これらの目標のうち特区自治体が特に本税制措置の目標として掲げるもので見ていくこととする。

※1「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」は、特区からの申請により令和4年3月31日付で指定解除となった。
 ※2「アジアヘッドクォーター国際戦略総合特区」は、今後本税制の活用見込みがないため除いている。

○つくば国際戦略総合特区

評価指標：ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進

数値目標：事業・産業創出数
 15件（令和3年度）→75件（令和7年度）

令和元年度～4年度適用数：0法人（今後適用見込みあり）

（単位：件）

	適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	-	-	0
令和2年度	0	-	-	0
令和3年度	0	15	11	0
令和4年度	0	30	15	0

○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

評価指標：特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果

数値目標：特区関連事業による就業者の増加数
 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人

令和元年度～4年度適用数：4法人（延べ7事業）

（単位：人）

	適用事業数(件)	特区目標(就業者の増加数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	-18	0
令和3年度	3	110	525	205
令和4年度	3	100	120	10

○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標：10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度）
 ※令和7年度までに令和元年度（コロナ前）まで回復

令和元年度～4年度適用数：8法人（延べ10事業）

政策目標の達成状況

(単位：億円)

	適用事業数(件)	特区目標(推計生産高)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0
令和3年度	1	10,818	6,843	0.3
令和4年度	0	10,818	-	0

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標：研究結果による効果

数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数

平成23年度～令和8年度の累積件数63件

令和元年度～4年度適用数：6法人(延べ12事業)

(単位：件)

	適用事業数	特区目標(累計薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	1	51	54	9

○グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高

約0.2兆円(平成22年12月)→約5.71兆円(令和7年)

令和元年度～4年度適用数：21法人(延べ33事業)

(単位：百億円)

	適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301
令和3年度	9	424	323	288
令和4年度	6	461	321	288

※設備導入年度の財務状況によっては、本税制措置を受けられない事業もあるが、投資に対するインセンティブ措置であるため、当該税制に係る申請を行った事業者のデータを含んでいる特区がある。

※上記指標等は、内閣府における、本税制措置を適用した事業者が所在する特区関係自治体向け調査に基づくものである。

有効性

要望の措置の適用見込み

【適用見込み事業者数】

令和5年度：10法人

令和6年度：4法人

(適用事業者の範囲)

総合特別区域法に基づき、認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行う指定法人

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>これまで本税制措置は、創設以降 152 法人に適用され、直近令和元年度から令和4年度においては、我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域である国際戦略総合特別区域において、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、民間事業者の活力を最大限引き出すうえで必要な機能を備えた拠点を形成に資する取り組みのインセンティブ措置として適用し、46 事業において成長エンジンとなる産業・企業等の集積につながる取組を促進されることができた。 このような産業・企業等の集積は、当該産業・企業の判断により行われるものであり、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。</p>								
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>—</p>									
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>・ 総合特区推進調整費 ・ 総合特区支援利子補給金</p>	<table border="0"> <tr> <td>令和5年度予算額</td> <td>4 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度要求額</td> <td>4 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度予算額</td> <td>386 百万円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度要求額</td> <td>340 百万円</td> </tr> </table>	令和5年度予算額	4 百万円	令和6年度要求額	4 百万円	令和5年度予算額	386 百万円	令和6年度要求額	340 百万円
	令和5年度予算額	4 百万円									
令和6年度要求額	4 百万円										
令和5年度予算額	386 百万円										
令和6年度要求額	340 百万円										
<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた「国際戦略総合特別区域計画」に記載された事業に対し、上記の財政支援及び本税制措置等を一体として支援するもの。</p>									
	<p>要望の措置の妥当性</p>		<p>我が国の経済の成長エンジンとなるような産業・企業等の集積等は、当該産業・企業の判断により行われるものであることから、政策目的を実現するためには、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置を講じることが効果的である。 なお、措置の対象は国際戦略総合特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小減の措置である。</p>								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<p>(適用件数) 税額控除 令和元年度：15 法人 令和2年度：6 法人 令和3年度：7 法人 令和4年度：10 法人 特別償却 令和元年度：1 法人 令和2年度：なし 令和3年度：3 法人 令和4年度：なし (減収額) 税額控除 令和元年度：891 百万円 令和2年度：252 百万円 令和3年度：3,989 百万円 令和4年度：238 百万円</p>								

		<p>特別償却 令和元年度：25 百万円 令和2年度：なし 令和3年度：51 百万円 令和4年度：なし</p> <p>※出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査に関する報告書（令和5年2月国会提出）」 なお令和4年度については特区に調査した見込み値。</p>															
	<p>租特透明 化法に基 づく 適用実態 調査結果</p>	<p>① 租税特別措置法の条項：42 条の 11 ② 適用件数：10 件 ③ 適用額：3,817,368 千円</p>															
	<p>租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)</p>	<p>租税特別措置により、国際戦略総合特区の5地域においては、特区内の産業の国際競争力強化を目指すため、特区の特性に基づきそれぞれ独自の目標を設定し、この目標に資する成長エンジンとなる産業・企業等の集積につながる取組を促進されることができた。 なお、当該税制措置の対象となる分野は大きく3分野(高度な医療技術・環境技術・産業技術)となっており、以下のとおりこれに係る集積が図れている。</p> <table border="1" data-bbox="544 1003 1469 1312"> <thead> <tr> <th></th> <th>主な活用分野</th> <th>適用事業数 (R1～R4)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京浜ライフ</td> <td>高度な医療分野</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>アジア No. 1</td> <td>産業技術分野</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>関西イノベ</td> <td>高度な医療分野</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>グリーンアジア</td> <td>環境技術分野 産業技術分野</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>※つくば国際戦略総合特区はR1～R4の適用実績がないため含めていない</p> <p><参考：設備投資による効果> 上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、平成29年から令和4年8月までの期間分においては、設備投資額約1,935億円、総合経済波及効果は、約4,487億円を実現しており、地域の活性化にも繋がっている。 ※令和4年度内閣府委託調査調べ</p>		主な活用分野	適用事業数 (R1～R4)	京浜ライフ	高度な医療分野	4	アジア No. 1	産業技術分野	10	関西イノベ	高度な医療分野	8	グリーンアジア	環境技術分野 産業技術分野	21
	主な活用分野	適用事業数 (R1～R4)															
京浜ライフ	高度な医療分野	4															
アジア No. 1	産業技術分野	10															
関西イノベ	高度な医療分野	8															
グリーンアジア	環境技術分野 産業技術分野	21															
	<p>前回要望時 の達成目標</p>	<p>総合特別区域法の下、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>															
	<p>前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由</p>	<p>本税制において、令和元年度から令和4年度までの間、46事業が認定されており、これらの事業では計画に沿って設備投資が行われ、各事業において支援対象の施設・設備を活用して、それぞれの事業実施計画書に基づき研究・製品開発や国際競争力の強化につながる製品製造等が行われることで、各特区目標の達成に寄与することで、産業の国際競争力の強化に繋がっている。</p>															

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成 23 年度：創設</p> <p>平成 25 年度：拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加)</p> <p>平成 26 年度：延長 (2 年間)</p> <p>平成 28 年度：見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2 年延長)</p> <p>平成 30 年度：延長 (2 年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲 (国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外) を見直した上で、2 年延長)</p> <p>令和 2 年度：延長 (2 年間) (対象事業の範囲 (水の確保が困難な地域における水の適切な供給及び効率的な排水の処理に関するシステムの研究開発に関する事業、高度医療施設等に近接して設けられるホテル、旅館その他の宿泊施設であって、専ら患者又はその家族の利用に供されるものの整備又は運営に関する事業、高度医療施設等への外国人の患者の受入れに必要な渡航に係る手続の代行、当該渡航に付随して行う通訳案内その他外国人の患者の便宜となるサービスの提供に関する事業、映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピューターゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたもの又はこれらに係る情報を電子計算機を介して提供するためのプログラムであって、特に付加価値の高いと認められるものの創作又は提供に関する事業、プログラムを表現する手段としての文字その他の記号及びその体系であって特に付加価値の高いと認められる研究開発に関する事業を除外) を見直した上で、2 年延長)</p> <p>令和 4 年度：延長 (2 年間) (対象事業の範囲 (付加価値の高い農林水産物または加工食品の輸出促進等を図るための技術の研究開発等に関する事業を除外) を見直した上で、2 年延長)</p>
-----------------------	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

項 目 名	沖縄の揮発油に係る揮発油税等の特例措置の延長	
税 目	揮発油税及び地方揮発油税	
要 望 の 内 容	<p>沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律によって講じられている揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限を3年間延長（令和9年5月14日まで）する。</p> <p><軽減内容> 沖縄県に移出する目的で、その区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税を軽減する。</p> <p><軽減割合> 本土における揮発油税及び地方揮発油税の合計額（53,800円/kl）から7,000円/kl軽減し、46,800円/klとする。</p>	
	平年度の減収見込額	－ 百万円
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	
（改正増減収額）	（ － 百万円）	

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>沖縄県内の消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、沖縄県内のガソリン価格を抑制し、以て県民生活・産業経済の安定を図る。</p> <p>なお、県は追加措置として当該減税財源の一部を活用し、沖縄の本島・離島間の石油製品価格の平準化による離島住民の生活及び地域経済の安定を図っている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>沖縄においては、本土復帰以降、沖縄振興計画等による諸施策の実施により、社会資本の整備や産業の振興等、各般にわたり一定の成果を挙げてきている。</p> <p>しかしながら、一人当たり県民所得は全国平均の約 7 割と全国最下位に留まっており、低所得世帯（世帯所得 200 万円未満世帯）の割合は 34.5%（平成 29 年）、完全失業率も 3.3%（令和 4 年迄の 5 年平均）といずれも全国一高く、依然として厳しい状況が継続している。</p> <p>加えて、交通はモノレール以外の鉄軌道が無く、起伏の多い陸上の移動手段は専ら自動車に依存しており、当該措置によってもなお、家計消費支出に占めるガソリン支出の割合は全国平均の約 1.5 倍（令和 3 年）と、東北地方や北陸地方（約 1.4 倍）よりも高くなっている。</p> <p>復帰 50 年を経て、長年続く課題を抜本的に解消すべく沖縄県は新たに官民を挙げてカーボンニュートラルに向けた種々の取組を加速させることをしているところであり、揮発油については沖縄県の揮発油販売量実績に基づく推計では令和 13 年度においては 496 千kl と令和 3 年度実績の 621 千kl から 2 割減少する見込みとなっているが、引き続き当分の間は本軽減措置によりガソリン価格を抑制し、県民生活及び産業経済の安定を確保することが必要である。</p> <p>また、沖縄の離島については、東西約 1,000km、南北約 400km にわたる広大な海域に多数の島々が散在し、本島と離島間の輸送コストが大きい。このため、沖縄県では本軽減措置を前提に、石油価格調整税（法定外普通税 1.5 円/ℓ）を課税し、その税収を財源として、離島における石油製品（揮発油、灯油、軽油、A 重油）の価格安定と円滑な供給を図るための石油製品輸送等補助事業を実施し、離島の住民生活や地域産業を下支えしている。</p> <p>こうした中、本軽減措置及び石油製品輸送等補助事業が縮減となった場合、県内の石油製品価格の上昇に伴い、産業活動の低下や可処分所得の減少が生じ、県内の経済活動の縮小や雇用の喪失を招く恐れがある。</p> <p>特に、離島については、我が国の領海及び排他的経済水域（EEZ）等の保全、海洋資源の確保等に重要な役割を担っているところ、定住条件の悪化による人口流出の加速化、離島地域の衰退が進む可能性がある。</p> <p>以上のことから、本軽減措置は必要不可欠のものであり、適用期間を延長する必要がある。</p>			
	今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 129 号）第 80 条 ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和 47 年政令第 151 号）第 74 条、第 74 条の 2
			政策の達成目標	<p>沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北・北陸地方）並に抑える。
租税特別措置の適用又は延長期間			令和 9 年 5 月 14 日までの 3 年間	

		同上の期間中の達成目標	上記達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・ 沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を、本軽減措置によらず最も割合の高い地域（東北・北陸地方）並に抑える。 令和3年：沖縄 2.6%（※）、東北地方 2.5%、北陸地方 2.5%（※）本軽減措置を加味した数値
有効性	要望の措置の適用見込み		本軽減措置が直接適用されるのは揮発油の製造者（2社）であるが、その効果は最終消費者たる県民や企業に広く及ぶことが期待される。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		本軽減措置の効果は、直接、本措置が適用される揮発油の製造者等のみならず、ガソリンを消費する県民や企業にも効果が均霑し、県民生活及び産業経済の安定が図られる。 また、本措置を前提とした石油製品輸送等補助事業が実施され、離島における石油製品の価格と供給の安定化を通じ、離島の住民生活や地域産業が下支えされる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置		—
	予算上の措置等の要求内容及び金額		—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—
	要望の措置の妥当性		<p>沖縄県では多くの国境離島、排他的経済水域（EEZ）や海洋資源の確保等国家利益に重要な役割を果たしている離島を抱えているところであるが、様々な特殊事情を抱えるほか、依然として厳しい社会・経済状況にあることから、本軽減措置によってガソリン価格を抑制することは、県民生活及び産業経済の安定に必要不可欠である。</p> <p>製造所から移出される揮発油量は予め予測できないことから、補助金では予算を適切に手当てすることは不可能である。 また、本軽減措置は、県民生活及び産業経済の安定を図ることを目的としており、一般消費者等（担税者）への直接的な支援であることから、補助金等の他の政策手段は適切ではない。</p> <p>なお、本軽減措置の対象は、沖縄の区域内における揮発油の移出等に限定しており、課税の公平原則の観点からも必要最小限の特例措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	・揮発油税等の軽減額 (単位:百万円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">H29</th> <th style="text-align: center;">H30</th> <th style="text-align: center;">R1</th> <th style="text-align: center;">R2</th> <th style="text-align: center;">R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">項目</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">揮発油税等軽減額</td> <td style="text-align: center;">4,787</td> <td style="text-align: center;">4,710</td> <td style="text-align: center;">4,489</td> <td style="text-align: center;">4,352</td> <td style="text-align: center;">4,350</td> </tr> </tbody> </table>					年度	H29	H30	R1	R2	R3	項目						揮発油税等軽減額	4,787	4,710	4,489	4,352	4,350
	年度	H29	H30	R1	R2	R3																		
	項目																							
	揮発油税等軽減額	4,787	4,710	4,489	4,352	4,350																		
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	該当なし																						
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	揮発油税等の軽減措置及び当該措置を前提とした県の石油製品輸送等補助事業により、沖縄におけるガソリン価格の抑制及び離島における石油製品の価格抑制及び供給の安定化が図られている。																							
前回要望時の達成目標	・沖縄県内のガソリン価格の抑制による県民生活・産業経済の安定 ・沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を本軽減措置によらず最も割合の高い地域(東北・北陸地方)並に抑える。 令和3年：沖縄2.6%、東北地方2.5%、北陸地方2.5%																							
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・沖縄県内の家計消費支出におけるガソリン支出の割合を、本軽減措置によらず最も割合の高い地域(東北・北陸地方)並に抑える。 令和3年：沖縄2.6%(※)、東北地方2.5%、北陸地方2.5%(※)本軽減措置を加味した数値 令和3年においては、ガソリンを含むエネルギー価格の高騰がみられたことやガソリンに依存した経済体質からの脱却ができていないことから令和3年においては目標に達していない。エネルギー価格の高騰により沖縄県の社会経済状況及び県民生活の実態はなお厳しい状況が継続していることから、引き続き県民生活および産業経済の安定を図る必要がある。																							
これまでの要望経緯	沖縄の復帰に伴い昭和47年度に創設されて以降、昭和52年度、57年度、62年度、平成4年度、9年度、14年度、19年度、24年度、27年度、令和2年度、令和4年度の計11回にわたり適用期限の延長が行われている。																							

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府沖縄振興局参事官（調査金融担当））

項目名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条第1項、同法施行令第8条第1項第3号・第4号、第2項第2号・5号）		
要 望 の 内 容	【沖縄振興開発金融公庫に係る措置】		
	<p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等</p> <p>（措置内容） 沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、引き続き所要の措置を講ずる。</p>		
内容	平年度の減収見込額	-	百万円
	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）
	（改正増減収額）	（ -	百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、沖縄振興開発金融公庫が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた中小企業者等を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業者等の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策9. 沖縄政策 施策9. 沖縄振興に関する施策の推進
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化をふまえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
		同上の期間中の達成目標	沖縄振興開発金融公庫が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等への資金繰りを支援する。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和3年度予算において、下記の通り措置している。 ・沖縄振興開発金融公庫出資金：106,140,000千円※ ※令和2年度からの繰越による
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて、沖縄振興開発金融公庫が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
	要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>本措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長することを要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p> <p>令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

項目名	公益法人制度改革に伴う所要の措置								
税目	法人税、所得税								
要望の内容	<p>現行の公益法人制度において、公益社団法人及び公益財団法人（以下、「公益法人」という。）は、民間有識者で構成される公益認定等委員会等による公益性の審査、財務規律の順守等を前提に、税制上の措置が講じられている。</p> <p>①収支相償原則※の見直し等を行う公益法人制度改革（以下、「改革」という。）後も、現行の法人税法上の措置（公益目的事業の非課税の特例、みなし寄附金の損金算入の特例等）を存続することを要望する。 ※公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとする規律</p> <p>②公益法人が解散や認定取消しとなった際、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象（租税特別措置法）に、新しい公益信託を追加することを要望する。</p> <table border="1" data-bbox="887 842 1487 1010"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ － 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	（改正増減収額）	（ － 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円								
（制度自体の減収額）	（ － 百万円）								
（改正増減収額）	（ － 百万円）								
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 公益法人は、民間が行う公益的活動を促進しつつ適正な課税の確保を図るため、税制上の措置（公益目的事業の非課税等）が講じられている。</p> <p>現在、公益法人は公益目的事業費年間約5兆円、総資産約31兆円を有しており、改革ではその潜在力を最大限発揮できるようにするとともに、国民からの寄附等の支援を更に呼び込むことで、公益法人のポテンシャルが高まるという好循環を生み出すことを目指している。</p> <p>（要望①について） 公益法人は、法人税法上の税制優遇を受ける前提として、収支相償原則の遵守を求められている。これは、公益目的事業に充てられるべき財源の最大限の活用を促すための規律であるが、法人の経営判断で公益活動に資金を最大限効果的に活用できるよう、法人の透明性を向上しつつ、財務規律の柔軟化・明確化を図る必要が生じている。</p> <p>（要望②について） 改革では、新しい公益信託制度を公益法人と共通の枠組みで、より使いやすい制度にすることで、相互のシナジーを生み、民間公益活動に関する選択肢を拡大することも目指している。</p> <p>公益法人が解散等する場合、その財産が公益目的のために使用されることを確保するため、残余財産は公益法人等に贈与しなければならない。</p> <p>公益法人・公益信託双方の制度の活用を促す観点から、残余財産の贈与対象に新しい公益信託を加えるが、それに伴い、みなし譲渡所得税非課税となる財産の贈与対象にも、新しい公益信託を追加する必要がある。</p>								

	<p>(参考)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2023 (令和5年6月16日 閣議決定) (抜粋)</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>(3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進 (インパクト投資の促進)</p> <p>(略) 寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直し⁵⁵を行う。(略)</p> <p>55 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」(令和5年6月2日)に基づく。</p> <p>4. 包摂社会の実現 (共生・共助社会づくり)</p> <p>寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。<u>公益社団・財団法人制度改革するため、2024年通常国会への関連法案¹¹⁰の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。</u>(略)</p> <p>110 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告」(令和5年6月2日)に基づく。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日 閣議決定) (抜粋)</p> <p>VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築</p> <p>1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策</p> <p>⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大</p> <p>富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を見直すとともに、公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。</p> <p>2. 社会的課題を解決するNPO・公益法人等への支援</p> <p>①公益法人の改革</p> <p><u>公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則(公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない)や遊休財産規制(使途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない)の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。</u></p> <p>公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。</p> <p>このため、<u>来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。</u></p>							
今回の要望(租税特別)	合理性	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="335 1579 550 1780">政策体系における政策目的の位置付け</td> <td data-bbox="550 1579 1505 1780">【政策】17. 公益認定等 【施策】20. 公益法人制度改革等の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1780 550 1926">政策の達成目標</td> <td data-bbox="550 1780 1505 1926">公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備するとともに、新しい公益信託制度とのシナジーを発揮し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="335 1926 550 2085">租税特別措置の適用又は延長期間</td> <td data-bbox="550 1926 1505 2085">—</td> </tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】17. 公益認定等 【施策】20. 公益法人制度改革等の推進	政策の達成目標	公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備するとともに、新しい公益信託制度とのシナジーを発揮し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。	租税特別措置の適用又は延長期間	—
政策体系における政策目的の位置付け	【政策】17. 公益認定等 【施策】20. 公益法人制度改革等の推進							
政策の達成目標	公益法人がその潜在力を最大限発揮できる環境を整備するとともに、新しい公益信託制度とのシナジーを発揮し、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。							
租税特別措置の適用又は延長期間	—							

		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	<p>公益法人は、これまで社会のあらゆる分野において我が国の民間による公益的活動を牽引し、社会からの信用を獲得してきた。現在、公益法人数約 9,700、職員数約 29 万人、多くの主体から寄附や会費等を通じて公益目的事業費年間約 5 兆円を有しており、いずれも現在の公益法人制度が完全施行された平成 25 年 12 月以降、増加傾向にある中※で、今後、社会的課題に取り組む事業をさらに継続的・発展的に実施していけるよう、時代に合わせた改革を進めていくことが求められている。また、新しい公益信託制度について、公益活動における相互のシナジーを発揮できるよう、公益法人制度との整合が必要とされている。</p> <p>※法人数 9,300 法人 (H26 年) → 9,640 法人 (R3 年) 職員数 240,286 人 (H26 年) → 291,209 人 (R3 年) 事業費 3,946,080 百万円 (H26 年) → 5,107,370 百万円 (R3 年) (内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(平成 26 年、令和 3 年)から引用)</p>
有効性		要望の措置の適用見込み	<p><公益目的事業の非課税の特例の対象> 公益法人：9,640 法人</p> <p><みなし寄附金の損金算入の特例の対象> 収益事業等を実施する公益法人数：4,465 法人 (令和 3 年 12 月 1 日時点) (内閣府「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」(令和 3 年)から引用)</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>公益法人は、予算事業による助成金ではなく、法人税法上の税制優遇を受けることで、社会課題に取り組む多種多様な事業について、幅広くその財源を最大限活用することが可能となり、公益目的事業費の増加、ひいては新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」につながる。また、みなし譲渡所得税非課税となる財産贈与の対象に公益信託を追加することで、公益法人制度との整合が図られるほか、双方の制度の活用を促すことにつながる。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	<p><寄附者に対する税制上の優遇措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人から公益法人に対する寄附金の所得控除(所得税法) ・個人から一定の要件を満たす公益法人(税額控除対象法人)に対する寄附金の税額控除(租税特別措置法) ・個人から地方自治体が条例により指定した公益法人に対する寄附金の税額控除(地方税法) ・法人から公益法人に対する寄附金の特別措置(法人税法) <p><公益法人の事業に対する税制上の措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人が支払いを受ける利子・配当等に係る所得税の非課税措置(所得税法) ・一定の要件を満たす寄附金収入が消費税制上の特定収入に該当しない特例(消費税法) ・特定の学費としての資金の貸付けに係る消費賃借契約書の印紙税非課税措置(租税特別措置法) ・特定の用に供する不動産等に係る地方税の非課税措置(地方税法)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>多様で変化の激しい社会のニーズに対応するには、画一的な対応になりがちな行政部門のみでは限界があり、民間有識者で構成される公益認定等委員会等による公益性の審査を受け、認定された公益法人の役割がますます重要になっている。</p> <p>今後も法人税法上の税制優遇を存続することは、公益法人の財源を公的活動に最大限活用し、多様で変化の激しい社会のニーズに対応することが期待されるほか、新しい公益信託制度とのシナジーを発揮することで、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献すると考えている。</p> <p>また、改革では、公益法人による活動の自由度拡大とともに、ガバナンスの充実（法人の透明性向上等）を図ることとしており、公益法人に対する国民からのさらなる信頼・支援の獲得を目指している。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付産業振興担当参事官室）

項 目 名	沖縄発電用特定石炭等の引取りに係る課税の特例措置の延長							
税 目	石油石炭税（租税特別措置法第90条の4の3、租税特別措置法施行令第48条の11）							
要 望 の 内 容	<p>沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の規定に基づく発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭に係る石油石炭税の免除について、適用期限（令和6年3月31日）を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">— 百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（▲3,000 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（▲3,000 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲3,000 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

(1) 政策目的

沖縄は、電力需要が小さいことや地理的・地形的制約から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的不利性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。

【関係条文】

○沖縄振興特別措置法（平成14年3月31日法律第14号）
（課税の特例）

第64条

電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等（石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二条第三号に規定するガス状炭化水素であって関税込率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二七一・一・一に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。）については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。

(2) 施策の必要性

沖縄における電気事業については、

- 1) 地理的・地形的・需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（主に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ない。
- 2) 本土の電力系統と連系されておらず、本土の電力会社との電力相互融通が不可能であり、高い供給予備力が必要等の理由から設備投資負担が大きい。
- 3) 多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要。（離島部門は構造的な収支不均衡）

等の容易に解決できない構造的不利性を有しており、本土と比べ電気料金が割高となっている。事業者においても電気料金の上昇抑制に努めつつ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、化石燃料依存度低減に取り組んでいるものの、事業者の自助努力のみで構造的不利性を克服するには限界があるため、政策的支援が必要となる。

今後、再生可能エネルギー等のクリーンなエネルギーの導入促進により、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていくものの、技術開発等の課題もあり、発電燃料の構造転換はすぐには実現できるものではなく、相応の時間を要する。

したがって、当面の間は石炭等の化石燃料による火力発電が基幹電源としての役割を担うことが見込まれることから、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、本措置が必要不可欠である。

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：9. 沖縄政策 施策：9. 沖縄振興に関する施策の推進																																								
		政策の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																								
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間の延長）																																								
		同上の期間中の達成目標	沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保																																								
	政策目標の達成状況	<p>本措置により、平成30年度から令和4年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.42円の電気料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じることが必要である。</p> <p><電気料金に与える影響> (単位：百万kWh、百万円、円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>3,142</td> <td>3,321</td> <td>3,197</td> <td>3,203</td> <td>3,305</td> </tr> <tr> <td>影響単価</td> <td>0.41</td> <td>0.43</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> <td>0.44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)による実績報告をもとに算定</p> <p><電気料金（単価）の推移> (単位：円/kWh)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>23.85</td> <td>23.50</td> <td>21.62</td> <td>20.87</td> <td>24.24</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>19.78</td> <td>19.39</td> <td>18.10</td> <td>16.68</td> <td>23.16</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.06</td> <td>4.11</td> <td>3.52</td> <td>4.19</td> <td>1.08</td> </tr> </tbody> </table> <p>※料金単価の算出方法：電灯・電力料収入÷各社の販売電力量 (9社平均については、沖縄電力(株)を除く旧一般電気事業者9社の電灯・電力料収入(9社合計)÷販売電力量(9社合計)によって算出した加重平均) ※出典：各社有価証券報告書から作成 ※令和4年度の単価差の縮小については、電気料金における燃料費調整制度の上限額の影響による一時的な事象</p>		H30	R1	R2	R3	R4	適用額	3,142	3,321	3,197	3,203	3,305	影響単価	0.41	0.43	0.42	0.42	0.44		H30	R1	R2	R3	R4	沖縄電力(株)	23.85	23.50	21.62	20.87	24.24	9社平均	19.78	19.39	18.10	16.68	23.16	単価差	4.06	4.11	3.52	4.19
	H30	R1	R2	R3	R4																																						
適用額	3,142	3,321	3,197	3,203	3,305																																						
影響単価	0.41	0.43	0.42	0.42	0.44																																						
	H30	R1	R2	R3	R4																																						
沖縄電力(株)	23.85	23.50	21.62	20.87	24.24																																						
9社平均	19.78	19.39	18.10	16.68	23.16																																						
単価差	4.06	4.11	3.52	4.19	1.08																																						
有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄電力(株)、電源開発(株)の2社																																									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置による免税分は、電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて電気料金の適正な水準の確保に資しており、県民負担の軽減に繋がっている。例えば、令和5年																																									

			<p>度における一般家庭のモデルケース（400kWh/月）では、月額約176円の負担軽減の効果がある。</p> <p><電気料金に与える影響> (単位：百万 kWh、百万円、円/kWh)</p> <table border="1" data-bbox="582 315 1473 439"> <tr> <td></td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>3,295</td> <td>3,236</td> <td>3,284</td> <td>3,132</td> </tr> <tr> <td>影響単価</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.44</td> <td>0.42</td> </tr> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)の計画をもとに算定</p>		R5	R6	R7	R8	適用額	3,295	3,236	3,284	3,132	影響単価	0.44	0.44	0.44	0.42									
	R5	R6	R7	R8																							
適用額	3,295	3,236	3,284	3,132																							
影響単価	0.44	0.44	0.44	0.42																							
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置（地方税：固定資産税） ・ 沖縄の産業イノベーション促進地域旧産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（国税：法人税等、地方税：法人事業税等） ・ 沖縄の産業イノベーション促進事業用等施設の資産割に係る課税標準の特例措置（地方税：事業所税） 																								
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—																								
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																								
		要望の措置の妥当性	<p>本措置によって、構造的不利性に伴う供給コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。</p> <p>また、本措置による免税分については電気料金原価に反映されていることから、電気料金の低減を通じて県民や事業者の負担の軽減に繋がっている。</p>																								
用実績と効果に関連する事項	これまでの租税特別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	<p>適用件数：2社（沖縄電力(株)、電源開発(株)） ○適用量 適用量：石炭 (単位：千 t)</p> <table border="1" data-bbox="566 1832 1457 2029"> <tr> <td>年度</td> <td>H30</td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>1,972</td> <td>2,121</td> <td>2,017</td> <td>2,023</td> <td>2,085</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,104</td> <td>1,961</td> <td>1,995</td> <td>1,801</td> <td></td> </tr> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※平成30年度～令和4年度は実績値、令和5年度～令和8年度は見込み値を記載（以下の免税額についても同様）</p>	年度	H30	R1	R2	R3	R4	石炭消費量	1,972	2,121	2,017	2,023	2,085	年度	R5	R6	R7	R8		石炭消費量	2,104	1,961	1,995	1,801	
年度	H30	R1	R2	R3	R4																						
石炭消費量	1,972	2,121	2,017	2,023	2,085																						
年度	R5	R6	R7	R8																							
石炭消費量	2,104	1,961	1,995	1,801																							

適用量：LNG (単位：千t)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
LNG消費量	238	224	234	233	242
年度	R5	R6	R7	R8	
LNG消費量	222	295	296	357	

※数値は沖縄電力(株)より聴取

※平成30年度～令和4年度は実績値、令和5年度～令和8年度は見込み値を記載(以下の免税額についても同様)

○免税額

免税額：石炭 (単位：百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
免税額	2,700	2,905	2,762	2,770	2,855
年度	R5	R6	R7	R8	
免税額	2,882	2,687	2,733	2,468	

※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取

免税額：LNG (単位：百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4
免税額	442	416	435	433	450
年度	R5	R6	R7	R8	
免税額	413	549	551	664	

※数値は沖縄電力(株)より聴取

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

—

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本措置が存在しない場合、需要家の電気料金に免税されない分が上乗せされることになり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。

前回要望時の達成目標

沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

目標に関しては概ね達成している。

<p>これまでの 要望経緯</p>	<p>平成15年度 創設 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 5年間の延長 平成24年度 3年間の延長及び免税対象へのLNGの追加 平成27年度 5年間の延長 令和2年度 2年間の延長 令和4年度 2年間の延長</p>
-----------------------	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

項目名	公益信託制度改革に伴う所要の措置		
税目	法人税、所得税、相続税、贈与税、登録免許税、印紙税、消費税		
要望の内容	<p>公益信託法に基づき主務官庁に許可された公益信託のうち、税法上、主務大臣から証明を受けたものを特定公益信託、さらに主務大臣の認定を受けたものを認定特定公益信託として、寄附金控除等の各種の税制上の優遇措置が適用されている。</p> <p>現行制度において、主務官庁ごとに許可基準が異なることや複数の主務官庁の所管にまたがる目的の公益信託の許可に時間を要するなどの課題が指摘されている。加えて特定公益信託及び認定特定公益信託は受託者が信託会社に限られることや、信託財産として受け入れる資産が金銭に限られること、信託財産の運用が預貯金、国債等に限られること等、制約が多いことにより普及が進んでいない。</p> <p>今回、「新しい資本主義」が目指す、民間による公益的活動の活性化を実現すべく、公益法人制度改革が行われることにあわせて、公益信託制度改革を実施する。</p> <p>新しい公益信託は、受託者は信託会社に限られない、信託財産は金銭に限られない、信託事務は金銭による助成に限られない等、従来の公益信託に比べて対象・範囲が拡大する一方、主務官庁の裁量による許可制度を廃止し、公益信託の定義・要件及び公益信託認可の基準を法定するとともに、公益法人制度と共通の行政庁及び第三者委員会による一元的な認可・監督等の仕組みが整備されることを踏まえ、全ての公益信託において、公益法人と同等の法人税、所得税、相続税、贈与税、登録免許税、印紙税及び消費税の税制優遇措置が講じられることを要望する。</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	

(1) 政策目的

「新しい資本主義」が目指す民間による公益的活動の活性化に向けて、公益信託制度について、平成31年の法制審議会答申を踏まえ、信託事務や受託者等の範囲の拡大し、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。

(2) 施策の必要性

今回の公益法人制度及び公益信託制度の改革は、骨太の方針2022（令和4年6月7日閣議決定）及び新資本実行計画（令和4年6月7日閣議決定）において「（民間で公的役割を担う新たな法人形態の検討とあわせて、）民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する」とされたことを契機とするものであり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」を実現するものである。

民間公益活動の中核である公益法人制度、それと社会的に同様な機能を営む公益信託制度は、かねてより両者を整合性のとれた制度とすることが求められており、今回の改革では、両者を一体のものとして共通の行政庁による公益認定制度を構築する方向で検討が進められている。

これらの改革を可及的速やかに実現するため、公益法人認定法及び公益信託法の改正法案は、骨太の方針2023（令和5年6月16日閣議決定）及び新資本実行計画2023（令和5年6月16日閣議決定）において、公益社団・財団法人制度を改革するための関連法案として、令和6年の通常国会の提出を図ることとされている。

（参考）

○経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）

第2章 新しい資本主義の加速

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

（3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達への優遇措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。（以下略）

4. 包摂社会の実現

（共生・共助社会づくり）

（略）寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。（以下略）

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

⑩公益法人を通じた寄附性の高い資金の流れの拡大

富裕層からインパクトスタートアップへの寄附性の高い資金の流れを拡大するため、公益法人によるインパクトスタートアップへの「出資」や「助成」を促進する。そのために、公益法人が事業を迅速・柔軟に変更できるよう、変更認定手続を

新設・拡充又は延長を必要とする理由

	<p>見直すとともに、<u>公益信託の活用を推進させるため、税制優遇を受けられる受託者の要件を緩和し、インパクトスタートアップも参入可能とする。</u></p> <p>2. 社会的課題を解決する NPO・公益法人等への支援</p> <p>①公益法人の改革</p> <p>公益法人による社会的課題解決の促進に向け、収支相償原則（公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない）や遊休財産規制（用途の定まっていない遊休財産を公益目的事業費の1年相当分を超えて保有することができない）の見直しといった財務規律の柔軟化・明確化、行政手続の簡素化・合理化、法人の透明性向上や自律的なガバナンスの充実等を行う。</p> <p><u>公益信託制度について、主務官庁による許可・監督を廃止して、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築する。</u></p> <p><u>このため、来年の通常国会に必要な法案の提出を図るとともに、体制整備を図る。</u></p> <p>○新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議最終報告（令和5年6月2日）</p> <p>4. 民間による公益的活動の活性化のための環境整備</p> <p>①イ(ウ)<u>公益法人制度と整合する制度とする観点から、新たな公益信託制度に適した税制改正要望を検討する。</u></p> <p>○信託法（平成18年法律第108号）の衆・参両院の附帯決議（抜粋）</p> <p>「公益信託制度については、公益法人と社会的に同様の機能を営むものであることにかんがみ、先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から、遅滞なく、所要の見直しを行うこと。」</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策 17. 公益認定等 施策 20. 公益法人制度改革等の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>公益信託が軽量・軽装備であるという特色を最大限発揮できる環境を整備し、公益法人制度とのシナジーを発揮することにより、公益信託を活用した民間公益活動を大きく増大させ、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に貢献する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>改正公益信託法施行（令和8年度予定）以降、恒久措置を要望。</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>政策の達成目標と同じ。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>現行制度における公益信託の利用状況は以下のとおり。 (現行の公益信託(信託協会加盟分)) 令和5年3月31日時点 信託財産残高:554億円 件数:385件 助成額:28億円(年間) 出典:信託協会「公益信託の受託状況」令和5年6月</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>公益信託は、公益法人制度と比較して、機関や事務所の設置が不要である等の軽量・軽装備という特色があるにも関わらず、現状、普及が進まず、公益的活動におけるその役割を全く果たせていない。</p> <p>今般、公益信託制度改革として、主務官庁による許可・監督を廃止し、公益法人認定法と共通の枠組みで公益信託の認可・監督を行う仕組みを構築するための法案の令和6年通常国会提出に向けて準備を進めており、現状の公益法人と同等の税制優遇措置と相俟って公益信託を活用した民間による公益的活動が大きく活性化することが見込まれる。</p>
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		—	
		要望の措置の妥当性	<p>公益信託は、委託者からの財産拠出により社会課題に取り組む多種多様な事業を営む仕組みであり、予算事業による助成金ではなく、税制優遇を受けることで、委託者の意思を最大限尊重しつつ、幅広くその資産を社会課題解決に活用することが可能となり、新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」につながる。</p> <p>今般の公益信託制度改革は、公益法人と共通の枠組みとすることが改革の中心であり、公益法人と同等の税制優遇措置が不可欠である。</p>
置 これ の 適用 実績 と 効果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（内閣府政策統括官（防災担当））

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の拡充及び延長	
税目	所得税	
要望の内容	<p>【制度の概要】 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①+②）を工事年分の所得税額から控除する。 ①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世帯同居・長期優良住宅化）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ^{※1}・三世帯同居・長期優良住宅化^{※2}：限度額 250 万円、バリアフリー：限度額 200 万円）の 10% ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は 350 万円 ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円 ②上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※3}の 5% ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1,000 万円が限度</p> <p>【要望の内容】 ①特例措置の適用期限を 2 年間（令和 7 年 12 月 31 日まで）延長する。 ②子育て対応化のための改修工事を行った場合、以下ア）＋イ）の合計額を工事年分の所得税額から控除する。 ア）子育て対応化のための改修工事について定められた標準的な工事費用相当額の合計（上限 250 万円）の 10%に相当する額 イ）上記工事に係る標準的な工事費相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※4}の 5% ※4 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつア）とイ）の合計 1,000 万円が限度</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3</p>	
	平年度の減収見込額	▲279 百万円
	(制度自体の減収額)	(- 百万円)
(改正増減収額)	(- 百万円)	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネ性等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、総世帯数は減少傾向にあり、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。</p> <p>一方、我が国の住宅投資に占めるリフォームの割合は欧州諸国と比較して小さく、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新に取り組むこととされている。また、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）においては、子育ての担い手の多様化と世代間での助け合いを支援するため、三世帯同居しやすい環境づくりを推進するほか、子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるよう支援することとされている。</p> <p>このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。</p> <p>特に少子化対策については、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき抜本的な政策の強化を図ることとされており、政府としても最重要課題に位置付けている。同方針においては、既存の民間住宅ストックの活用も含めて子育て世帯の住宅支援を強化することとしている。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）において、脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成に向けた基本的な施策として「長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進」「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新」「2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO2排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充」と位置づけられている。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「徹底した省エネルギーの推進に向け、（中略）省エネ効果の高い住宅・建築物の新築・改修、断熱窓への改修を含むZEH・ZEB等の取組を推進する」、「子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する」と位置づけられている。
- 「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）において、「家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう、三世同居に対応した優良な住宅の整備・リフォームに対して支援を行う」、「子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に、世帯の状況に応じて居住できるように支援する。」と位置づけられている。
- 「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、「子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。」と位置づけられている。

（政策評価体系における位置づけ）

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する

業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模

<耐震化>

政策目標 4 水害等災害による被害の軽減

施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する

業績指標 35 ①住宅の耐震化率

<バリアフリー>

政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する

業績指標 11 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合

<省エネ>

政策目標 3 地球環境の保全

施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

業績指標 23 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

<長期優良化>

政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進

施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る

業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数

		<p><三世同居・子育て> (こども家庭庁より)</p> <p>上位レベル1. こども政策の推進</p> <p>中位レベル1. こども大綱等の子育て施策の推進</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円 (平成30年) →14兆円 (令和12年) ・ 住宅の耐震化率 約87% (平成30年) →耐震性の不足するものをおおむね解消 (令和12年) ・ 高齢者 (65歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (平成30年度) →25% (令和12年度) ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 6% (平成25年度) →30% (令和12年度) ・ 認定長期優良住宅のストック数 113万戸 (令和元年度) →約250万戸 (令和12年度)
	租税特別措置の適用又は延長期間	2年間 (令和6年1月1日～令和7年12月31日)
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約13兆円 (令和7年度) ・ 耐震性の不足するものをおおむね解消 (令和12年度) ・ 高齢者 (65歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約21.7% (令和7年度) ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約22% (令和7年度) ・ 認定長期優良住宅のストック数 約186万戸 (令和7年度)
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円 (平成30年) ・ 住宅の耐震化率 87% (平成30年) ・ 高齢者 (65歳以上の者) の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17% (平成30年度) ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14% (令和2年度) ・ 認定長期優良住宅のストック数 148万戸 (令和4年度)

	有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年 耐震：2,876件、バリアフリー：823件、省エネ：1,782件、三世代同居：1,306件、長期優良住宅化：50件、子育て：782件</p> <p>令和7年 耐震：2,893件、バリアフリー：828件、省エネ：1,792件、三世代同居：1,313件、長期優良住宅化：50件、子育て：787件</p>
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
予算上の措置等の要求内容及び金額		<p>○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和6年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）</p> <p>○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係）（令和6年度予算概算要求額：81.49億円の内数）</p> <p>○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業（令和6年度予算概算要求額：424.17億円の内数）</p>	
上記の予算上の措置等と要望項目との関係		上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。	
	要望の措置の妥当性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>《令和2年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,788件 ▲ 563百万円 ・バリアフリー : 926件 ▲ 102百万円 ・省エネ : 830件 ▲ 213百万円 ・三世代同居 : 1,206件 ▲ 241百万円 ・長期優良住宅化 : 59件 ▲ 8百万円 <p>《令和3年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,417件 ▲ 515百万円 ・バリアフリー : 759件 ▲ 138百万円 ・省エネ : 1,633件 ▲ 447百万円 ・三世代同居 : 1,133件 ▲ 222百万円 ・長期優良住宅化 : 82件 ▲ 10百万円 	

		<p>《令和4年》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震 : 2,843件 (2,777件) ▲1,068百万円 ・バリアフリー : 814件 (899件) ▲147百万円 ・省エネ : 1,761件 (939件) ▲331百万円 ・三世帯同居 : 1,291件 (1,346件) ▲432百万円 ・長期優良住宅化 : 49件 (68件) ▲9百万円 <p>※いずれも推計値 (括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数)</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年)→14兆円(令和12年) ・耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率 13%(平成30年)→おおむね解消(令和12年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度)→25%(令和12年度) ・住宅ストックのエネルギー消費量の削減率(平成25年度比) 3%(平成30年)→18%(令和12年) ・一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率1.8」の実現
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12兆円(平成30年) ・住宅の耐震化率 約87%(平成30年) ・高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 17%(平成30年度) ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 14%(令和2年度)

		<p>・認定長期優良住宅のストック数 148 万戸（令和 4 年度）</p> <p>政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。</p>
<p>これまでの 要望経緯</p>		<p>●耐震 （投資型） 平成 18 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>●バリアフリー （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>（ローン型） 平成 19 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 25 年度：4 年延長・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：統合</p> <p>●省エネ （投資型） 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・減縮 平成 25 年度：5 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合</p> <p>（ローン型） 平成 20 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 23 年度：拡充・減縮 平成 25 年度：4 年延長・拡充・減縮 平成 27 年度：1 年半延長</p>

平成 28 年度：2 年半延長・拡充・減縮
平成 29 年度：拡充
令和 4 年度：統合

●三世同居

(投資型)

平成 28 年度：創設

令和 4 年度：2 年延長・統合

(ローン型)

平成 28 年度：創設

令和 4 年度：統合

●長期優良住宅化

(投資型)

平成 29 年度：創設

令和 4 年度：2 年延長・統合

(ローン型)

平成 29 年度：創設

令和 4 年度：統合

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）

項目名	国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設					
税目	法人税					
要望の内容	我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。					
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)</td> <td>精査中 百万円 (- 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(- 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 百万円 (- 百万円)	(改正増減収額)	(- 百万円)	
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	精査中 百万円 (- 百万円)					
(改正増減収額)	(- 百万円)					
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。</p> <p>(2) 施策の必要性 民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。 実際、諸外国では2000年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、その知財を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、すなわち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制が導入されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。 各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、我が国でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。このため、我が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装を後押しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。</p>					

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 （略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>IV. GX・DX への投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み （3）横断的環境整備 ①イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定） 第1章 総論（国家的重要基盤を支援、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 （3）イノベーション・エコシステムの形成 ③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（資金循環の活性化による研究開発投資の拡大） （略）知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。</p>
		政策の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—

有効性	要望の措置の適用見込み	本制度の措置により、民間企業による研究開発成果の事業化・社会実装の促進が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10%増加させる効果が示されている。</p> <p>我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットディングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。</p> <p>現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。</p> <p>イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットディングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	—